

令和5年8月吉日

お客さま 各位

大川信用金庫

規定改定のお知らせ（当座勘定規定（一般用・専用約束手形口用））

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、表記の通り、下記の規定を改定させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規定（改定の内容は次頁以降をご参照ください）

- 当座勘定規定（一般用）
- 当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定日

令和5年10月1日（日）

以上

「当座勘定規定（一般用）付 約束手形用法 為替手形用法 小切手用法」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>【当座勘定規定（一般用）】</p> <p><略></p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u><新設></u></p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p><略></p>	<p>【当座勘定規定（一般用）】</p> <p><略></p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>②呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p><略></p>

「当座勘定規定（専用約束手形口用）」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>【当座勘定規定（専用約束手形口用）】</p> <p><略></p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u><新設></u></p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p><略></p>	<p>【当座勘定規定（専用約束手形口用）】</p> <p><略></p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>②呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p><略></p>